(1)保存地区の概要

地 区 名 養父市大屋町大杉

種 別 山村・養蚕集落

面 積 約5.8ヘクタール

選定年月日 平成29年7月31日

兵庫県

特 徴

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区は、兵庫県の北部、但馬地域屈指の養蚕地帯であった大屋川流域の山村集落である。当地の養蚕が最盛期を迎えた明治後期から昭和前期に二階、三階を蚕室とする木造三階建の農家主屋が成立した。切妻造の瓦葺屋根に越屋根を設け、外壁は二階以上を大壁造として、縦長の掃き出し窓を並べる。養蚕の発展とともに成立した木造三階建の特色ある農家主屋が、谷川の水を活かした集落の構成や水路、石垣等とともに地方色豊かな歴史的風致を伝えている。

保存・活用の 取 組 当地区は、平成13年に兵庫県の歴史的景観形成地区に指定され、養蚕集落として景観の維持が進められてきた。景観形成地区は里山を含めた約11.1へクタールの範囲で、その中心部の約5.8へクタールが保存地区である。保存地区内の主屋27棟のうち、5棟が宿泊施設や展示施設、ギャラリーとして活用されている。



保存地区の全景



三階建養蚕農家主屋が並ぶ集落景観

(2)保存地区のあゆみ

平成13年度 (2001)

大屋町大杉地区の11.1へクタールが兵庫県の歴史 的景観形成地区に指定され、景観ガイドラインによ る景観形成支援事業を開始

平成18年度 (2006)

養父市内の108集落、約9000戸を対象とした三階 建養蚕農家住宅調査を実施(~20年度)、市内で 495棟の三階建養蚕農家住宅を確認

平成25年度 (2013)

大杉地区伝統的建造物群保存地区保存対策調查 に着手(~27年度)

平成26年度 (2014)

三階建養蚕農家住宅2棟が兵庫県の景観形成重 要建造物に指定、兵庫県の地域再生拠点等プロ ジェクト支援事業を受け、改修・整備に着手

平成27年度 (2015)

三階建養蚕農家住宅を活用した宿泊施設が開業 養父市伝統的建造物群保存地区保存条例、規則、 補助金要綱を制定

平成28年度 (2016)

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区なら びに保存計画を決定

平成29年度 (2017)

『重要伝統的建造物群保存地区』選定(7月)

養父市景観条例制定、大杉地区の11.1ヘクタール が景観形成重点地区に指定(10月)

平成30年度 (2018)

修理修景事業開始、案内板設置

(3)保存地区の保存と整備

◆ 修理修景等事業

平成30年度 修理1件 令和元年度 修理1件、修景1件 令和2年度 修理1件 令和3年度 修理1件







修理前



事務所の新築修景





修理後



案内板の設置

(4)保存地区の活用とまちづくり

伝統的建造物の活用

- ◆平成4年にふるさと交流の家「いろり」が開業。大杉地区の三階建養蚕農家の活用事例第1号で簡易宿泊施設として活用。
- ◆平成16年に古民家を改修・整備し、公募展「木彫フォークアートおおや」(平成6年開始)の優秀作品を展示する文化交流施設木彫展示館が開館。保存地区の観光交流の拠点施設として活用。
- ◆平成20年に住民が三階建養 蚕農家を整備し、絵画や彫刻、 陶芸などのアート作品を展示す るギャラリーとして活用。
- ◆平成27年に築100年以上の 三階建養蚕農家住宅を改修・整 備し、古民家の宿として宿泊施 設2棟が開業。

平成4年のふるさと交流の家「いろり」の整備以来、空き家を活用することで三階建養蚕農家住宅を保存・継承する取組が続いている。



木彫展示館



分散ギャラリー養蚕農家



古民家を活かした宿泊施設

(5)住民等の取組

◆大杉伝統的建造物群を守る会などの団体が、環境整備を中心にまちなみの保存活動に取り組んでいる。

「うちげぇのアートおおや」の取組

平成7年にふるさと交流の家「いろり」で大屋に住む芸術家たちの作品を展示販売する催しが始まった。やがて、会場は木彫展示館や分散ギャラリー養蚕農家など保存地区全体に広がり、毎年6月の最終土曜日から翌週の日曜日まで9日間にわたって開催される。



うちげぇのアートの会場「いろり」



うちげぇのアート

大杉ざんざこ踊り

保存地区内の二宮神社に 毎年8月16日、ざんざこ踊りが 奉納される。腰の太鼓を打ち 鳴らして勇壮に踊る様子から 「鬼おどり」と呼ばれ、兵庫県 指定重要無形民俗文化財と なっている。大杉区では保存 会を組織し、伝承活動に取り 組んでいる。



ざんざこ踊り